

令和2年度保険料率に関する論点について

※ 第100回運営委員会資料1-1の17～51Pを削除。17Pを追加。

1. 平均保険料率

＜現状・課題＞

- ✓ 協会けんぽの平成30年度決算は、収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円、収支差は5,948億円となり、準備金残高は2兆8,521億円で給付費等の3.8か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことの効果に加え、診療報酬のマイナス改定や制度改正の影響（退職者医療制度の廃止）等により一時的に支出が抑制されたことなどによるものと考えられる。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はP.6～16参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」（詳細はP.3、4参照）

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

《現状・課題》

- ✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成31年度の激変緩和率は8.6/10。政令で定められた激変緩和措置の解消期限は、「令和2年3月31日」（令和元年度末）とされていることから、令和2年度の拡大幅は1.4となり、解消期限どおりに激変緩和措置が終了となる。これにより、令和 2 年度以降の都道府県単位保険料率には、激変緩和措置が適用されないこととなる。
- ✓ 一方、平成30年度から本格実施しているインセンティブ制度については、平成30年度の実施結果が、令和2年度の都道府県単位保険料率に反映されることとなる。

【論点】

- 激変緩和措置について、政令で定められた解消期限（令和元年度末）までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりに終了し、令和 2 年度は激変緩和措置を講じないことでよい。
- インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行うことでよい。

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4 月納付分（3 月分）から変更している。

【論点】

- 令和 2 年度保険料率の変更時期について、令和 2 年 4 月納付分（3 月分）からでよい。

第 89 回全国健康保険協会運営委員会（29 年 12 月 19 日）

発言要旨

（理事長）

- 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーアイネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

持したいと考える。

- なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分からしたいと考えている。

- 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れないといけないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

第 93 回全国健康保険協会運営委員会（平成 30 年 9 月 13 日）
発言要旨

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。
- 今回お話しいただいた、論点 1 の来年度（平成 31 年度）の保険料率についてどうするかというご意見の中で、そのことについては、やはり 10%、中長期的に考えても 10%維持のほうがよいという意見と、10%維持はよいが、今このような形で協会の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか、加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわからないのご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げてほしいというご意見も頂戴しました。
- 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。
- これから、10 月、11 月、12 月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。その評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そして、どのようにして協会けんぽを長く安定的に維持できるのかということをきっちり話をさせていただきながら、本日、森委員と埴岡委員からもお話がありました。2040 年という本当に長期的なことも考えながら、子どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかということを考える必要があります。
- 私どもとしては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としていろんな数字を述べていただいておりますけれども、最悪の場合、2021 年度から赤字に転じてしまうような財政状況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字がもっと先に延びるようにする努力をする必要があると思っています。そういう努力をしていきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただきます。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話しをさせていただきたいと考えております。

(参考1) 来年度以降の10年間(2029年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

5年収支見通し(令和1年9月試算)と同様の前提において、2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を10.0%～9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(2029年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

〈5年収支見通し(令和1年9月試算)の前提〉

- 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
 - ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った。
- 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成30年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。

I 1.2%¹⁾で一定

II 0.6%²⁾で一定

III 0.0%で一定

注：1) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年における最大値(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)である平成30年度の値。

2) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年平均(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)を基本としつつ、平成21～23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去7年平均とした。

(参考1) 来年度以降の10年間(2029年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況
(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

- 今後の医療給付費については、次の通りとした。
- ① 令和1、2年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和1年度2.1%、2年度2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成27～30年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

(単位 %)

75歳未満 ¹⁾	2.1
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.2 ²⁾

注：1) 団塊の世代が70歳代へ移行している影響で、70～74歳の年齢階級について、平均年齢が低下し1人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除くため、70歳未満と70～74歳に分けていた1人当たり医療費を75歳未満に改める。

2) 平成30年度実績が平成31年2月までしか公表されていないため、平成30年度については11か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

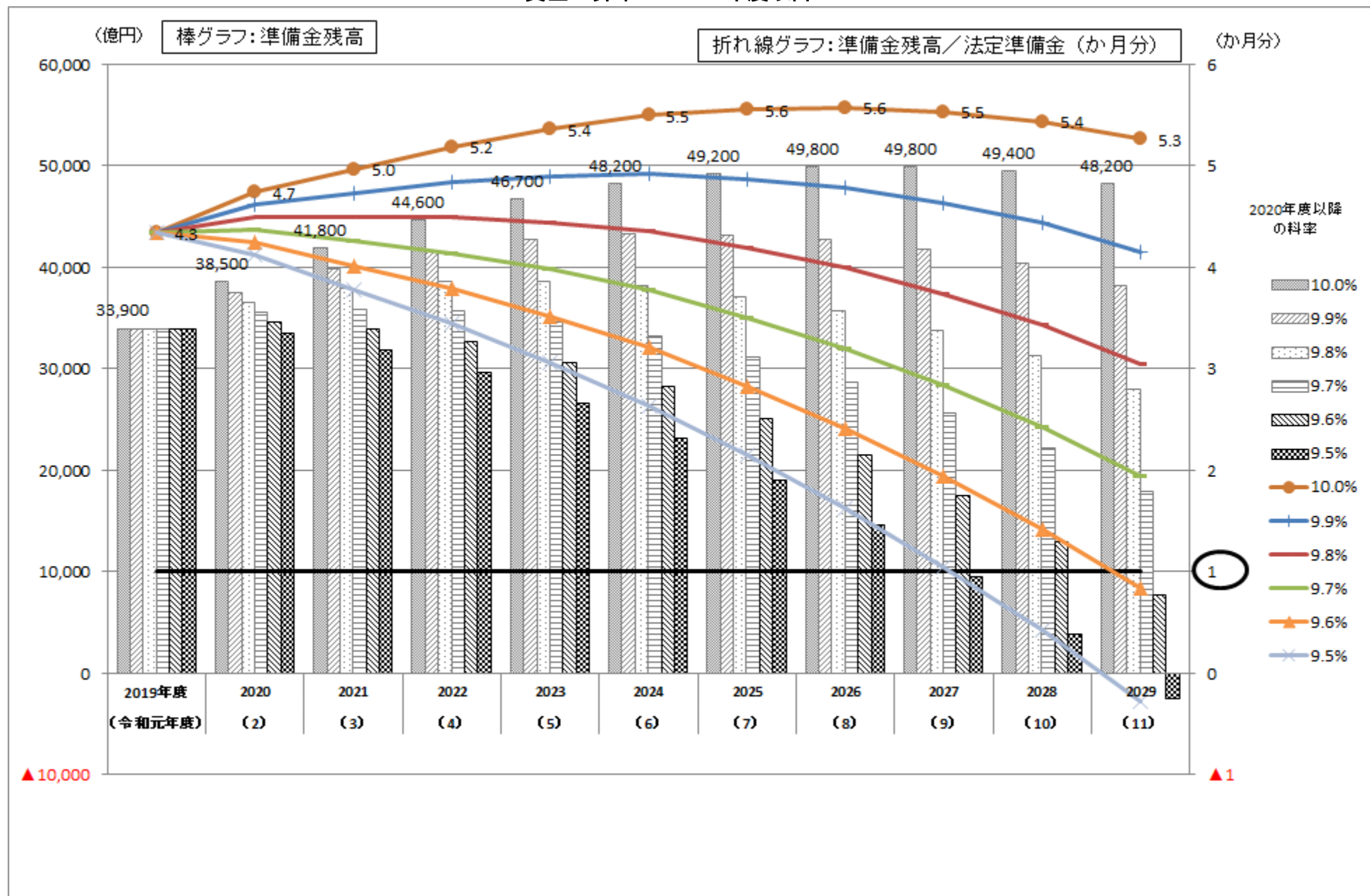
- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

<試算結果の概要>

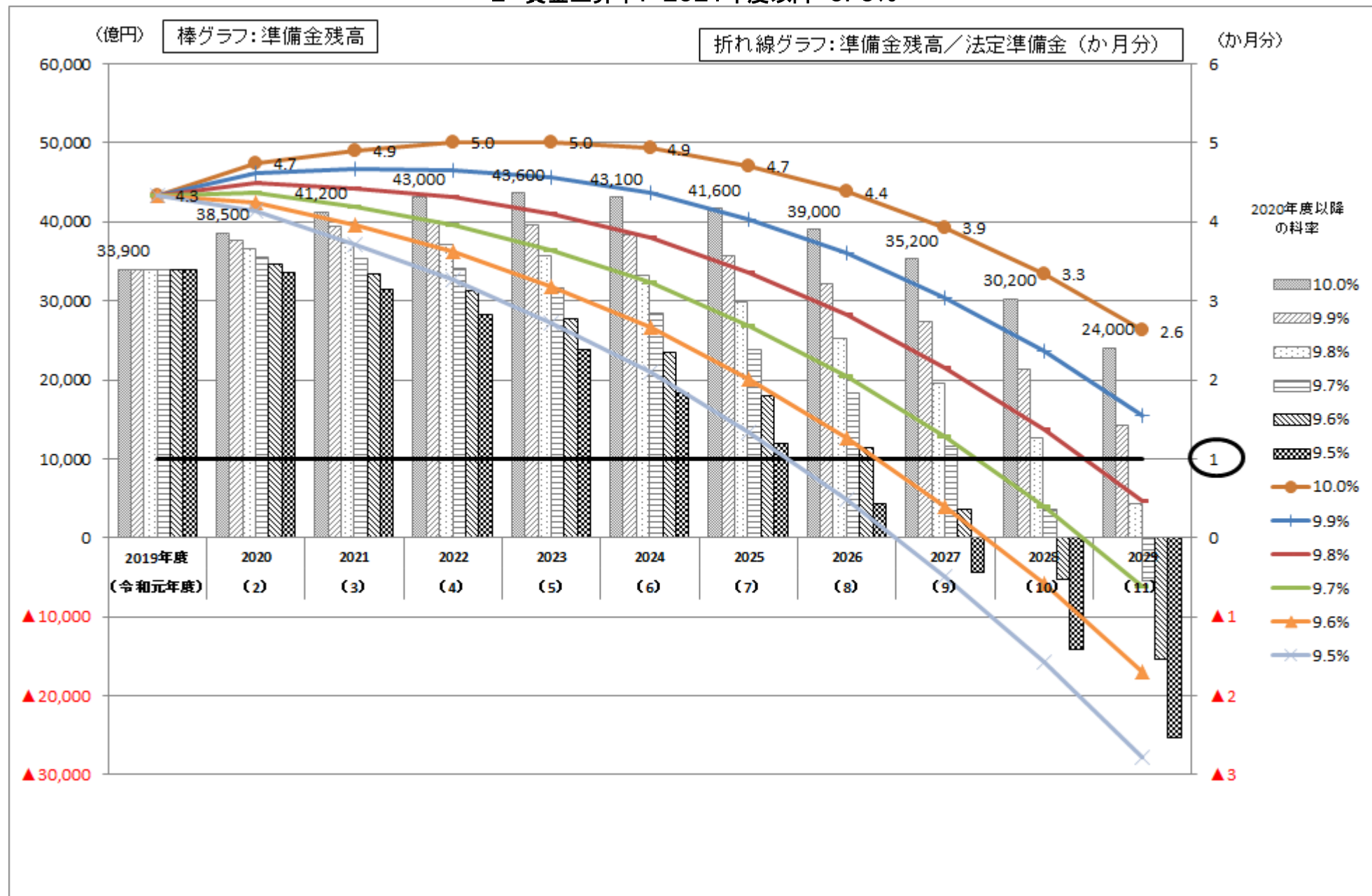
2021年度以降の 賃金上昇率	平均保険料率10%維持の場合の 準備金残高のピーク ¹⁾	2029年度における準備金残高が法 定準備金を下回る平均保険料率
I. 1.2%で一定	2026年度及び2027年度	9.5%～9.6%
II. 0.6%で一定	2023年度	9.5%～9.8%
III. 0.0%で一定	2022年度	9.5%～10.0%

注：1) 平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。

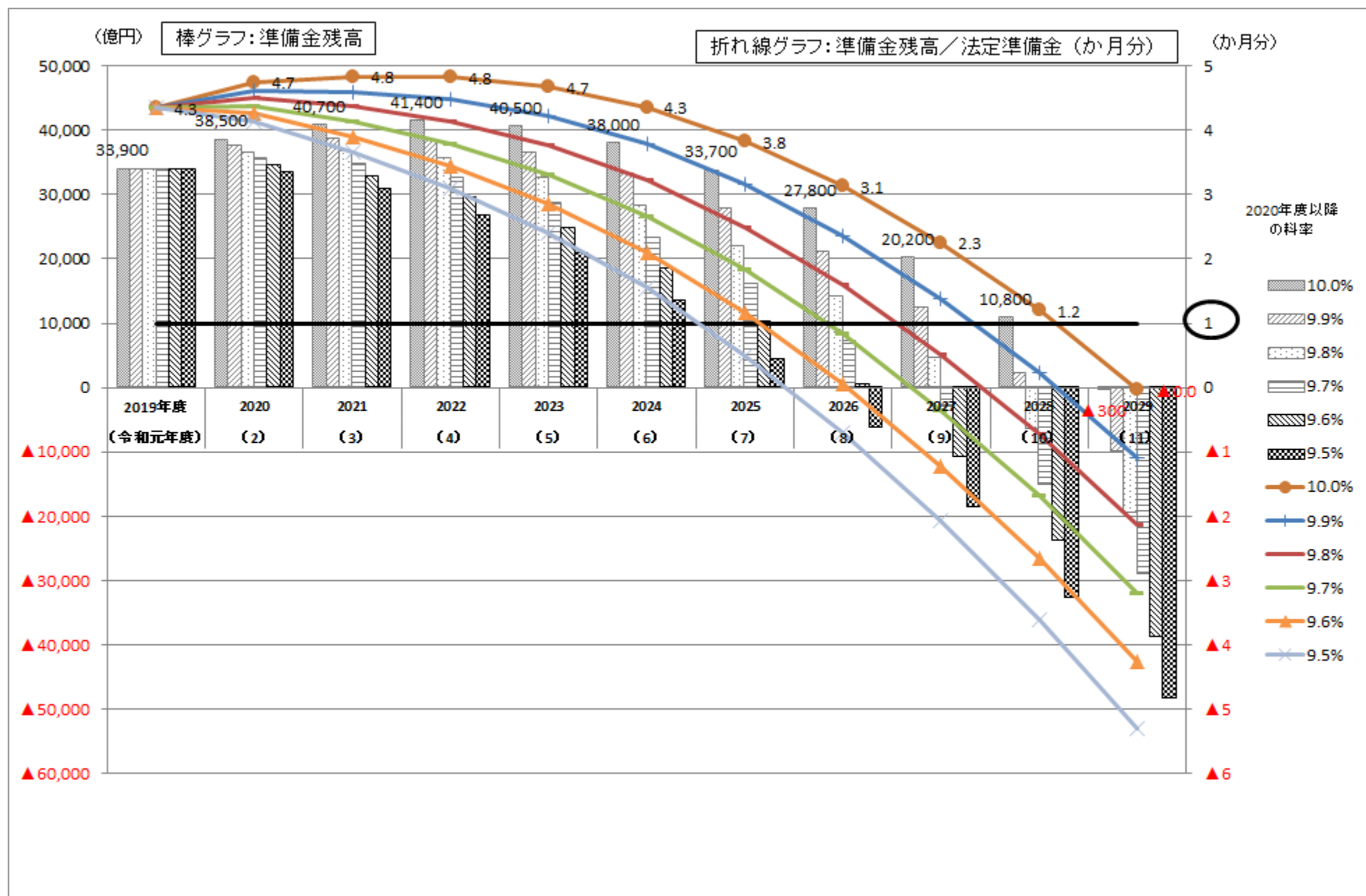
I 賃金上昇率：2021年度以降 1.2%



Ⅱ 賃金上昇率：2021年度以降 0.6%



Ⅲ 賃金上昇率：2021年度以降 0.0%



（参考2）今後の保険料率に関するシミュレーション

【シミュレーション方法について】

- ・ 5年収支見通し（令和1年9月試算）と同様の前提において、2020年度（令和2年度）以降、準備金残高が法定準備金（給付費等の1か月分）を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で（※）、2029年度までの見通しをシミュレーションしたもの。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇抛出品並びに介護納付金の納付に要した費用の額（中略）を含み、法第一百五十三条及び第一百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

〈 5年収支見通し（令和1年9月試算）の前提 〉

- 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
 - ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」（平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。
- 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成30年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。

- | | |
|-----|-------------------------|
| I | 1. 2% ¹⁾ で一定 |
| II | 0. 6% ²⁾ で一定 |
| III | 0. 0%で一定 |

注：1）平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去10年における最大値（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）である平成30年度の値。

2）平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去10年平均（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）を基本としつつ、平成21～23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去7年平均とした。

(参考2) 今後の保険料率に関するシミュレーション

- 今後の医療給付費については、次の通りとした。
- ① 令和1、2年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和1年度2.1%、2年度2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成27～30年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

（単位 %）

75歳未満 ¹⁾	2.1
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.2 ²⁾

注：1) 団塊の世代が70歳代へ移行している影響で、70～74歳の年齢階級について、平均年齢が低下し1人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除去するため、70歳未満と70～74歳に分けていた1人当たり医療費を75歳未満に改める。

2) 平成30年度実績が平成31年2月までしか公表されていないため、平成30年度については11か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

【Ⅰ. 賃金上昇率:2021年度以降 1.2%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2020年度（令和2年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2029年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

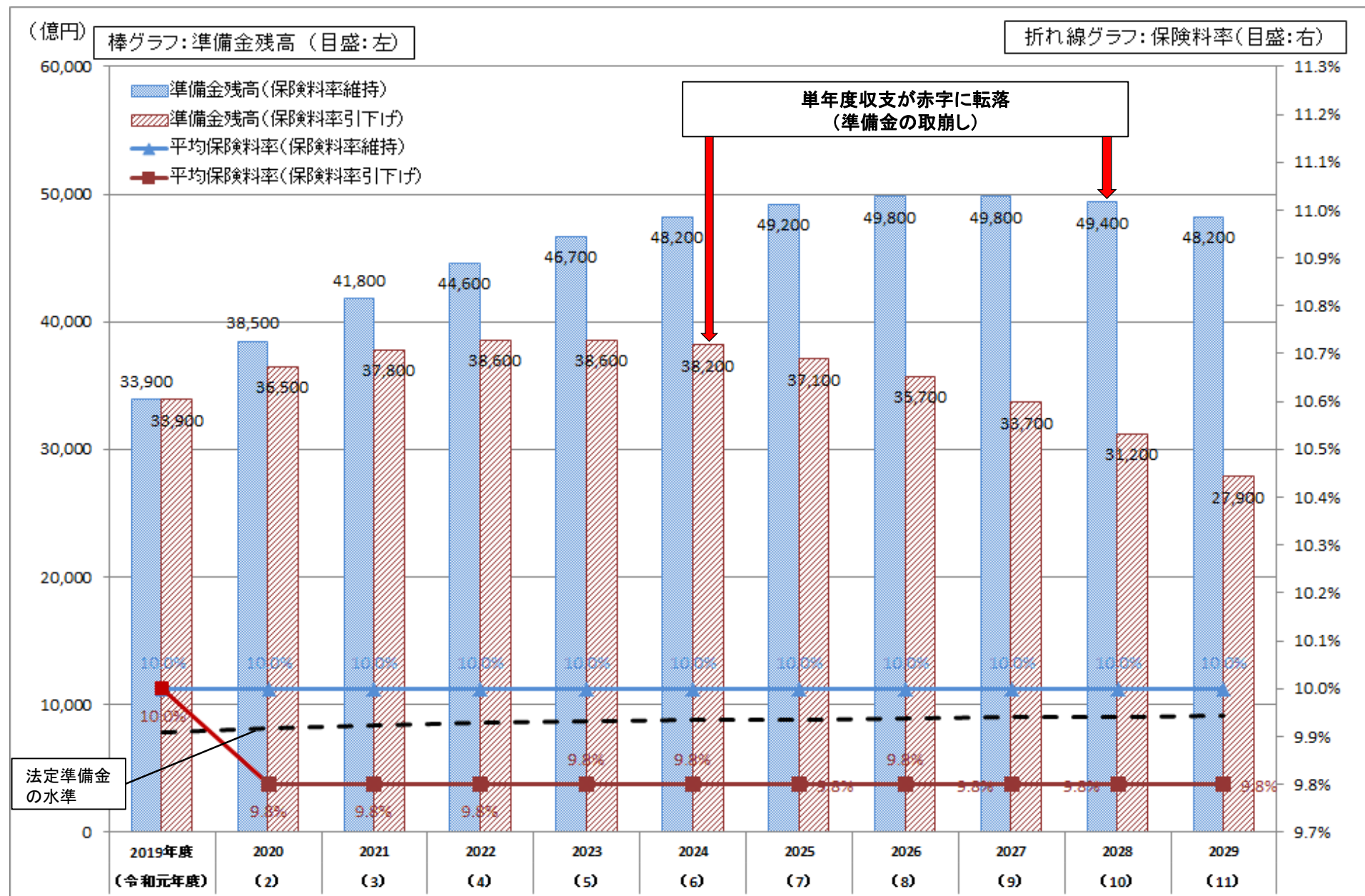
【Ⅱ. 賃金上昇率:2021年度以降 0.6%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2024年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2029年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
- ・ 仮に2020年度（令和2年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2022年度以降準備金を取崩すことにより、2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には10.3%に達する。

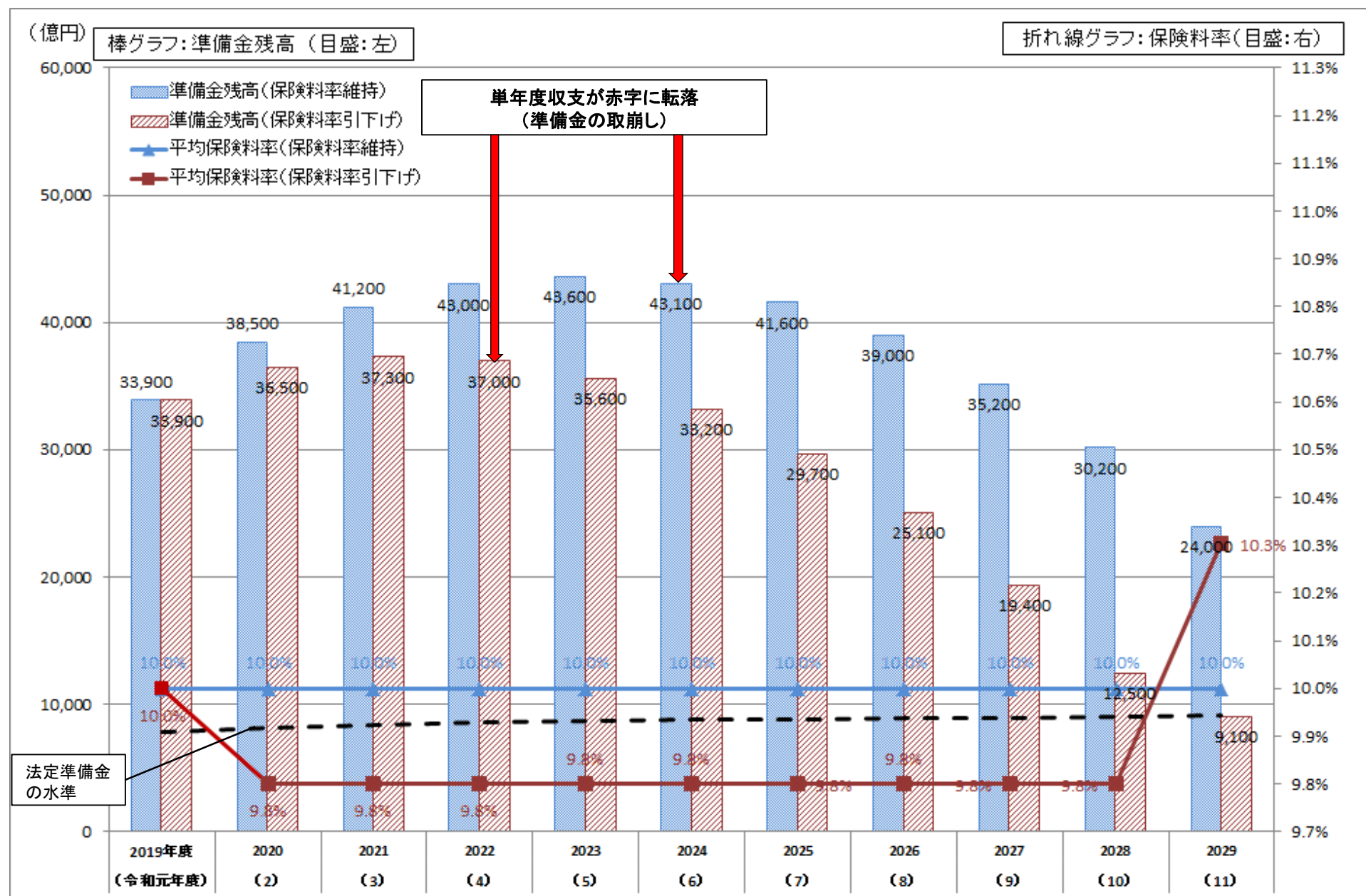
【Ⅲ. 賃金上昇率:2021年度以降 0.0%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2023年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には11.0%に達する。
- ・ 仮に2020年度（令和2年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2022年度以降準備金を取崩すことにより、2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは年々上昇を続け、2029年度には11.2%に達する。

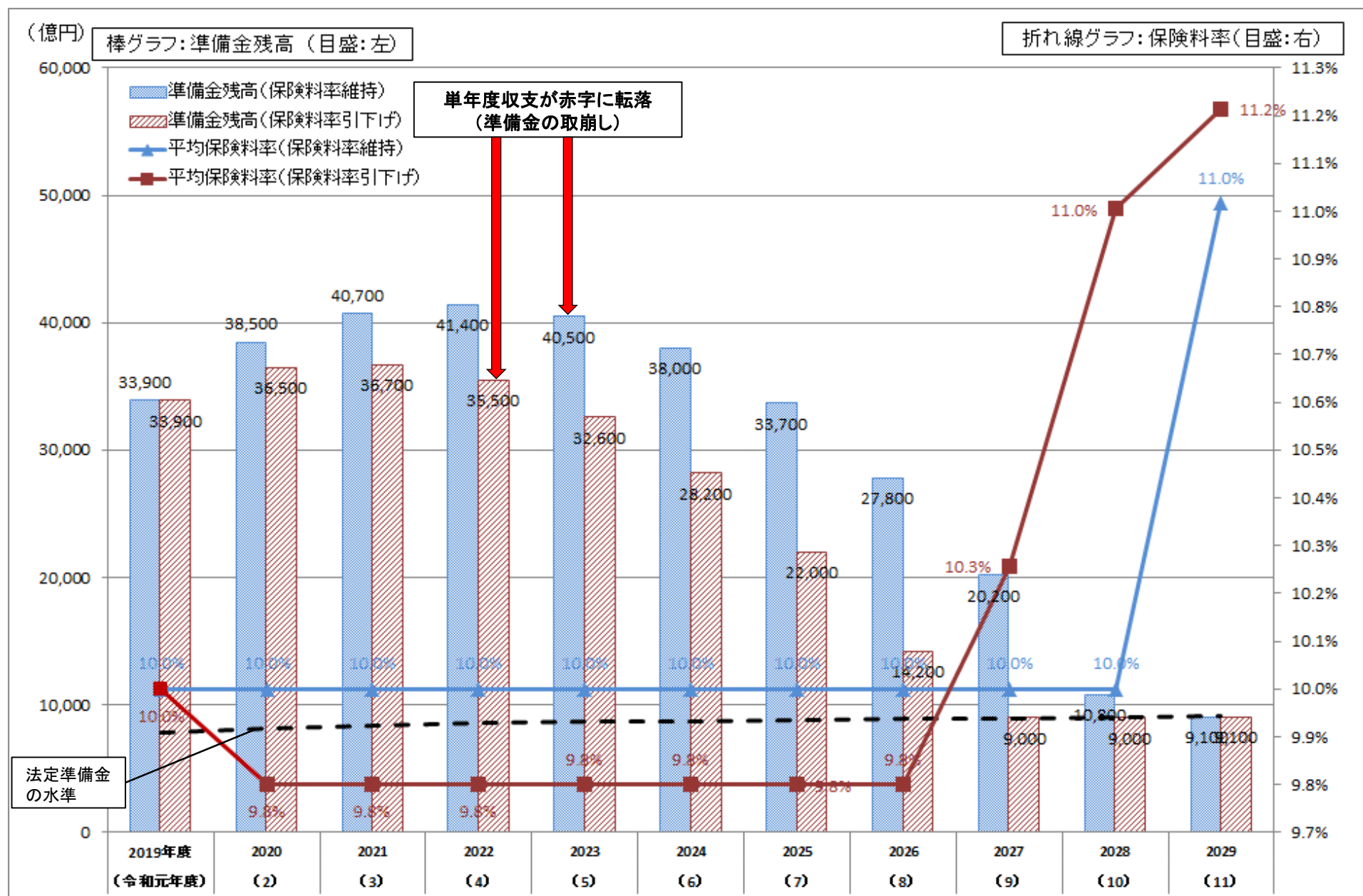
I. 2021年度以降の賃金上昇率・1.2%の場合



Ⅱ. 2021年度以降の賃金上昇率・0.6%の場合



Ⅲ. 2021年度以降の賃金上昇率・0.0%の場合



協会けんぽ(医療分)の平成30年度決算を足元とした収支見通しの前提

(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

	5年収支見通し	(参考1)10年試算(料率固定)	(参考2)10年試算(法定準備金維持)
足元	平成30年度の協会けんぽ(医療分)の決算		
推計期間	2020～2024年度	2020～2029年度	
被保険者数等	① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計 ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計		
賃金上昇率	① 令和1、2年度については、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。 ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。 I 1.2%で一定 II 0.6%で一定 III 0.0%で一定		
加入者一人当たり医療給付費の伸び率	① 令和1、2年度については、令和1年度2.1%、2年度2.4%(消費税の引上げに伴う影響を含む)と見込んだ。 ② 令和3年度以降については、平成27～30年度(4年平均)の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均(実績)を使用した。 75歳未満 2.1% 75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用) 0.2%		
現金給付	給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。		
保険料率	① 現在の保険料率10%を据え置いたケース ② 均衡保険料率 ③ 保険料率を引下げた複数のケース	① 現在の保険料率10%を据え置いたケース ② 保険料率を引下げた複数のケース	2020年度(令和2年度)以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げる。

令和２年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

		※（ ）は昨年の支部数
意見書の提出なし	13 支部	（9 支部）
意見書の提出あり	34 支部	（38 支部）
① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部	21 支部	（18 支部）
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部	（13 支部）
③ 引き下げるべきという支部	2 支部	（6 支部）
④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし）	4 支部	（1 支部）

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

令和 2 年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

3. 保険料率の変更時期

- 令和 2 年 4 月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	－	
	その他	－	－	－	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	－	－	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分(467億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.73%から令和2年4月以降に1.79%へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 2,597 円 (74,874円 → 77,471円) の負担増

〔月額〕 192 円 (5,536円 → 5,728円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和元年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

令和2年度都道府県単保険料率の算定について

○ 震災に伴う波及増の告示額が未確定(令和2年1月下旬頃確定する予定)であること等から、現時点において暫定版である。

(単位: %)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.73)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ [*] 反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ [*] 反映後) (d)	インセンティブ [*] 分
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.27	—	—	5.27	10.00	10.00	10.00	0.000
41 佐 賀	6.98	▲ 0.16	▲ 0.76	6.06	10.79	10.77	10.73	▲ 0.036

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.44%)、保健事業費等(0.87%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.73%)を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、平成30年度の支部総報酬額の実績に0.004%を乗じて計算するため、これを令和2年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.004%になるとは限らない。

令和2年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数	
10.73	1	24
10.41	1	
10.34	1	
10.33	1	
10.32	1	
10.30	1	
10.28	1	
10.25	2	
10.22	2	
10.20	1	
10.17	2	
10.15	1	
10.14	3	
10.07	1	
10.06	1	
10.05	1	
10.03	1	
10.01	2	23
9.99	1	
9.97	1	
9.95	1	
9.93	1	
9.92	1	
9.91	1	
9.88	3	
9.87	1	
9.81	2	
9.79	1	
9.77	4	
9.75	1	
9.73	1	
9.71	1	
9.70	1	
9.59	1	
9.58	1	

平成31年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数	
10.75	1	23
10.31	2	
10.30	1	
10.24	2	
10.22	1	
10.21	3	
10.19	1	
10.18	1	
10.16	1	
10.15	1	
10.14	2	
10.13	1	
10.10	1	
10.07	1	
10.03	2	
10.02	2	
10.00	2	22
9.99	1	
9.95	1	
9.92	1	
9.91	1	
9.90	4	
9.88	1	
9.87	2	
9.86	1	
9.84	2	
9.81	1	
9.80	1	
9.79	1	
9.75	1	
9.74	1	
9.71	1	
9.69	1	
9.63	1	

<保険料の負担額(軽減額)>

佐賀支部の総報酬額(令和2年度見込み)
約6,562億円
保険料率(平成31年との差)
▲0.02%
保険料の負担額
約▲1.3億円 (折半額:約▲0.65億円)

<一人当たり保険料の負担額(軽減額)>

佐賀支部の一人当たり総報酬額(令和2年度見込み)
約3,737千円
保険料率(平成31年との差)
▲0.02%
一人当たり保険料の負担額
約▲747円 (折半額:約▲374円)

今後のスケジュール(予定)と実務上の手続き

12月20日 運営委員会(平均保険料率の方針決定)
政府予算案(令和2年度)の閣議決定

1月9日 全国支部長会議

14日～20日 支部評議会の開催
(都道府県単位保険料率の変更について意見を聴く)

< 21日 支部長から理事長への意見の申出 【提出の期限】 >

29日 運営委員会(都道府県単位保険料率の決定)
料率変更について認可申請

健康保険法

第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。